

窓口・住所変更

●市役所と総合事務所

山陽小野田市役所は、旧小野田市役所となります。また、旧山陽町役場は、山陽総合事務所となります。管理部門の一部のみ本庁舎へ移管されますが、各種届出・申請・相談などの業務は、本庁舎、総合事務所のどちらでも行えます。市役所の組織・施設の所在地、電話番号などについては11ページから14ページをご参照ください。

●住所の変更について

住所の表示については、「小野田市」→「厚狭郡山陽町」が、「山陽小野田市」と変わるだけで、町名、大字・字名とその区域は変わりません。(旧両市町にあった同一自治会名については下表のように変更になります。)

合併に伴う住所変更の手続きは、原則として必要ありません。

※「合併による市町名変更に係る証明書」を発行します。必要な人は、市役所市民課・山陽総合事務所市民環境課・南支所・殖生支所・公園通出張所・厚陽出張所の窓口にご請求してください。(手数料は無料です。)

【名称が変更になった自治会】

	合併前	合併後
旧小野田市	平原自治会	→ 南平原自治会
旧山陽町	新沖自治会	→ 宮の台団地自治会
	緑ヶ丘自治会	→ 厚狭緑ヶ丘自治会
	平原自治会	→ 厚狭平原自治会

ごみの出し方

山陽小野田市では、家庭から出る燃やせるごみについては、ごみ指定袋で、収集日にごみステーションへ出していただくようになります。

旧小野田市地域では、燃やせるごみの分別に変更はありませんが、合併の日から、燃やせるごみは、ごみ指定袋で出してください。なお、6月末までは、周知期間として、ごみ指定袋以外の袋で出された燃やせる

ごみも収集しますが、なるべく早い時期にごみ指定袋への変更をお願いします。

旧山陽町地域では、以前は、燃やせるごみと分けて出していたものは、プラスチックやビニールでしたが、4月1日以降は、発泡スチロールと白色トレイとなります。また、旧山陽町の燃やせるごみの指定袋は、そのまま使用できますが、お手持ちのごみ指定袋がなくなりしい、新市のごみ指定袋を使用してください。

ごみ指定袋の販売価格は、取扱店により若干の違いがあります。また、

旧山陽町で販売されていたごみ指定袋を参考に、販売価格を想定していましたが、原油高による影響で原材料費が高騰したため、実際の販売価格は、当初の想定より若干高くなっていますことをご了承ください。

空きびんについては、旧小野田市地域では、合併の日から4色(無色、茶色、緑色、その他色)分別を3色(無色、茶色、その他色)分別に変更しました。また、旧山陽町地域では、色分別をしていませんでしたが、6月1日から3色分別に変わります。

ごみの出し方の変更により、当初は混乱が想定されますが、ご理解とご協力をお願いします。

し尿

し尿収集については、これまでどおり変更はありません。

【問い合わせ先】

環境課環境衛生係 ☎ 82・1143